

## 仕様書

### 1 件名

すみだトリフォニーホールプロモーション事業業務委託

### 2 履行場所

墨田区地域力支援部文化芸術振興課ほか

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) すみだトリフォニーホールのプロモーション事業における総合プロデュース

ア 本事業の趣旨等を理解し、企画、計画、運営等の総合プロデュースを行うこと。

イ 業務スケジュールを区と調整のうえ作成し、提出すること。

ウ 各業務の連携、調整を図り、遅滞なく事業を進めるなど事業全体の進行管理を行うこと。

#### (2) プロモーション用チラシ、リーフレット制作

ア すみだトリフォニーホールの魅力及び大規模改修工事に関する情報を盛り込んだ内容、デザイン等のチラシ（A4）原稿案を作成すること。原稿案を区が確認した後、区が別途指定する期日及び場所に2万枚印刷のうえ、納品すること。

イ すみだトリフォニーホールの歴史、魅力、大規模改修工事に関する情報を盛り込んだ内容、デザイン等のリーフレット（大きさ、仕様等は受託者の提案により協議のうえ、決定するものとする）原稿案を作成すること。原稿案を区が確認した後、区が別途指定する期日及び場所に500部印刷のうえ、納品すること。

#### (3) SNSを活用した企画提案、投稿記事作成、投稿頻度等の進行管理、投稿内容の分析

ア 区公式SNS等を活用したプロモーション戦略の企画提案を行うこと。

イ 区公式SNS等に掲載する文言、頻度、時期等、効果的なプロモーションとなるよう助言を行うこと。

ウ 区公式SNS等へ掲載する投稿頻度の進行管理を行うこと。

エ 投稿内容の分析を行い、その結果をもとに適宜投稿内容の最適化を図ること。

#### (4) イベント、コンサート等企画提案、キャスティング、運営支援等

ア すみだトリフォニーホール等を利用したイベント又はコンサート等の企画を提案すること。

イ 企画したイベント又はコンサートを区が実際に開催する際、当該企画のキャスティング及び運営支援を行うこと。

#### (5) その他

ア すみだトリフォニーホールでのコンサートや令和8年秋に開催される「すみだ五彩の芸術祭」など区の事業も積極的に活用すること。

イ 必要に応じて、区の広報広聴担当などの関係課との会議にも出席し、情報収集すること。

### 5 実績要件

本事業履行にあたり、以下の実績がある者を配置すること。

(1) 国又は地方公共団体が発注した、同種又は類似業務に携わった経験のある者

(2) 国又は地方公共団体や企業等のSNSを活用した企画提案、投稿記事作成、投稿頻度等の進行管理、投稿内容の分析等に携わった経験のある者

(3) イベント、コンサートの企画やプロデュース、キャスティング等の実務経験がある者

## 6 契約金額

契約金額には、本委託にかかるすべての費用（交通費など）を含む。

## 7 提出物

データは担当課あてメールで提出すること。

- (1) 業務スケジュール（データ）
- (2) プロモーション用チラシ、リーフレット（現物及び原稿データ）
- (3) 各種企画提案書（データ）
- (4) 業務実施報告書：業務全体の実績等をまとめたもの（A4版ファイル綴4部及びデータ）

## 8 支払方法

原則、履行確認後一括払いとするが、2回払いとすることもできる。なお、2回払いの場合の内訳は以下のとおりとする。

- 1回目：「4業務内容（2）プロモーション用のチラシ、リーフレット制作」に係る業務について、履行検査確認後、支払う。
- 2回目：「4業務内容（2）プロモーション用のチラシ、リーフレット制作」以外に係る全ての業務について、履行検査確認後、支払う。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、区と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者が業務上知り得た個人情報については「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年3月24日条例第16条）を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、発注者に対しては速やかに報告すること。
- (4) 著作権については、本業務委託に基づき納品された報告書および電子データ等、すべての文書・電子文書の著作権は、発注者である墨田区に帰属する。ただし、企業ノウハウや競争優位性を確保するため、成果品（提出物）のうち、分析的な説明を含むもの等の著作権及び知的財産権の帰属については、発注者及び受注者が共有するものとする。また、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行にあたり、本委託における区の方針や意向を満たす上で、当然必要な業務であると区が考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

## 10 担当

地域力支援部文化芸術振興課文化芸術担当 蒲生・佐伯

電話：(03) 5608-6212